清掃関連施設整備基本計画検討会議(第1回)

日時 平成28(2016)年 12月 5日(月)18:00~20:00

場所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室

次第

- 1. 委嘱式
 - 委嘱式、委員紹介
 - ・会長・副会長の選出
- 2. 協議事項

議題 1 検討会議の位置づけ

•••資料1、2

議題2 清掃関連施設整備基本計画策定に向けたスケジュール(案)

•••資料3

議題3 清掃関連施設整備基本計画策定の背景の整理について

•••資料4

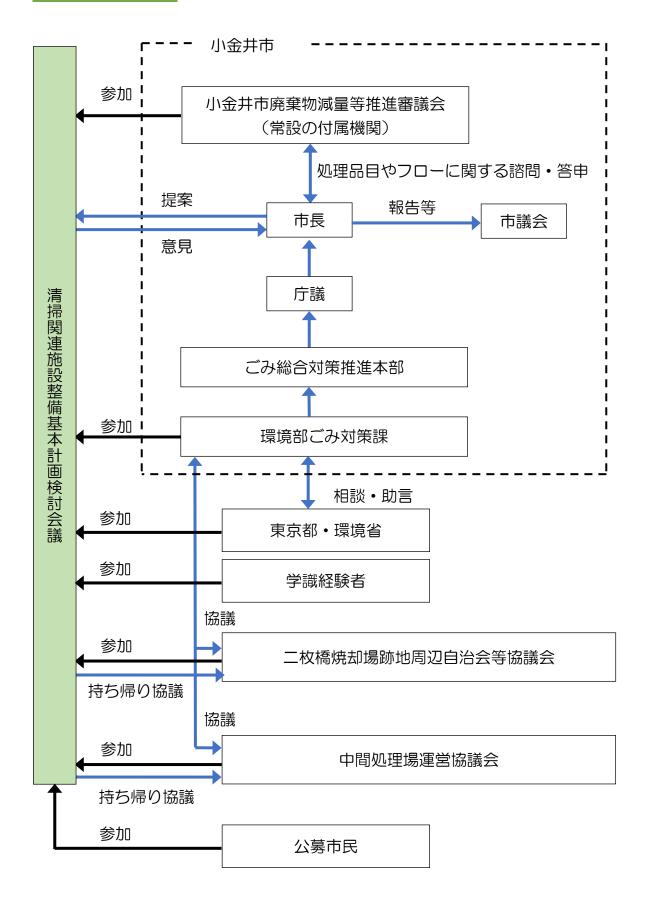
3. 報告事項

報告 1 第 1 回協議会の報告

•••資料5

4. その他

検討会議の位置づけ



二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会設置要綱

(設置)

第1条 小金井市が、廃棄物等処理事業に係る二枚橋焼却場跡地の利用について周辺 住民と相互理解を深め、事業の円滑な推進を図ることを目的として、二枚橋焼却場 跡地周辺自治会等協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について、別表第1に掲げる二枚橋焼却場跡地の 周辺自治会等との連絡調整、協議等を行う。
 - (1) 廃棄物等処理事業に係る二枚橋焼却場跡地の利用に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項に関すること。 (構成員)
- 第3条 協議会は、別表第1に掲げる二枚橋焼却場跡地の周辺自治会等代表者(以下単に「周辺自治会等代表者」という。) 12人以内(各会2人以内)及び別表第2に掲げる市職員をもって構成する。

(会長等)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、環境部長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、周辺自治会等代表者のうちから互選により選定する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、定期的に開催するほか、会長が必要に応じて招集すること ができるものとする。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、公開とする。ただし、公開することが協議会の適正な運営 に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、会議に構成員以外の者を出席させ、意 見等を聴くことができるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、環境部ごみ対策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年9月13日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条関係)

小金井市関係自治会等	東町一丁目町会
	ならびが丘自治会
	新小金井虹の会
	東町五丁目町会
	つつじ会
	小金井東部の環境を良くする会

別表第2(第3条関係)

小金井市	環境部長
	ごみ対策課長
	ごみ処理施設担当課長
	中間処理場担当課長

この協定締結の証として 本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の 上、各自1通を保有する。

平成15年9月29日

 甲
 小金井市西部地区環境をよくする会会

 会長
 荒畑 文夫

 乙
 小金井市貫井北町一丁目町会会

 会長
 皆川 好和

 丙
 小金井市長

 稲葉
 本人が某事出市

 市長

小金井市中間処理場運営協議会に関する協定書

小金井市西部地区環境をよくする会(以下「甲」という。)、小金井市貫井北町一丁 目町会(以下「乙」という。)及び小金井市(以下「丙」という。)は、小金井市中間 処理場運営協議会に関し、次のとおり協定を締結する。

(設置)

第1条 小金井市中間処理場に関する諸問題を協議するため、小金井市中間処理場運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 協議会は、次に掲げる委員10人以内をもって組織する。
 - (1) 甲及び乙から選出された委員 7人以内
 - (2) 丙から選出された委員 3人以内 (任期)
- 第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。 (座長)
- 第4条 協議会に座長を置き、座長は委員の互選によって定める。
- 2 座長は、協議会の進行を統括する。 (協議会)
- 第5条 協議会は、原則として月1回開催する。ただし、必要があるときは、甲、乙 及び丙が協議の上、随時開催することができる。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第6条 協議会の庶務は、小金井市環境部ごみ対策課において処理する。 (その他)
- 第7条 この協定に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、甲、乙及 び丙が協議の上、別に定める。

この協定締結の証として 本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の 上、各自1通を保有する。

平成15年9月29日

小金井市中間処理場運営協議会に関する 協定書の一部を変更する協定書

甲(小金井市西部地区環境をよくする会)、乙(小金井市貫井北町一丁目町会)及び丙(小金井市)が平成15年9月29日付けで締結した小金井市中間処理場運営協議会に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第1条中「諸問題を協議する」を「諸問題ならびに施設更新について協議する」に改める。

第2条中「10人以内」を「12人以内」に改め、同条第1号中「7人以内」を「8人以内」に改め、同条第2号中「3人以内」を「4人以内」に改める。

この協定は、平成21年11月 9日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙が記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成21年11月30日

甲 小金井市西部地区環境をよくする会 会 長 三 島 好 郎

乙 小金井市貫井北町一丁目町会 会 長 雫 芳 洋

丙 小金井市長 稲 葉 孝 彦

小金井市清掃関連施設整備基本計画検討会議設置要綱

- 第1条 小金井市中間処理場及び二枚橋焼却場跡地における不燃ごみ、粗大ごみ、資源物 等の適正な処理品目、施設規模等の施設整備の方針となる小金井市清掃関連施設整備基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に当たり広く意見を聴くため、小金井市清掃関連施設整備基本計画検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。 (所掌事項)
- 第2条 検討会議は、基本計画の策定について、協議するものとする。 (委員)
- 第3条 検討会議の委員は、9人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が協力を依 又は任命する。 頼し、
 - 公募による市民
 - 公募による市民 3人以内 小金井市中間処理場周辺の関係団体の代表者 1人以内 (2)
 - (3)二枚橋焼却場跡地周辺の関係団体の代表者 1人以内
 - 学識経験者 2人以内 (4)
 - (5)関係行政機関の職員 1人以内
- (6) 市の職員 1人以内 委員の任期は、協力を依頼し、又は任命した日から平成30年3月31日までとする。 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員に協力を依頼し、又は任命することが できる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 第1項第1号に規定する委員の選考方法は、市報等による公募とし、応募者の中から 論文審査により選考するものとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 検討会議に会長を置き、前条第1項第4号の委員のうちから互選する。
- 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。 検討会議に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 検討会議は、会長が招集する。

(会議の公開)

- 第6条 検討会議の会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。 (関係者の出席)
- 第7条 検討会議は、必要に応じて委員以外の者に対し出席を求め、意見を聴取すること ができる。 (謝礼)
- 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。 第8条

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、環境部ごみ対策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、市長が別 に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

小金井市廃棄物減量等推進審議会規則

- (目的) 1 条 この規則は、小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年条 1 条 この規則は、小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年条 第1条 例第26号)第7条第7項の規定に基づき、小金井市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (組織)
- 第2条 審議会委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから市長が 2 系 第222-委嘱する。 (1) ごみゼロ化推進員代表 2 人以内 ニーニ 12年12日休代表 2 人以内

 - (3)消費者団体代表 1人以内
 - 事業者代表 2人以内 学識経験者 3人以内 (4)
 - (5)
 - (6) 一般市民 5人以内
 - 一部改正〔平成16年規則18号・18年46号〕

(会長及び副会長)

- 第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第4条 審議会は、会長が招集する。 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところ による。 (所掌事項)
- 第5条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。 (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項 _

 - 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項 (2)
- (3) その他市長が必要と認める事項 前項に定めるもののほか、審議会は、一般廃棄物の減量及び再必要な事項について審議し、市長に意見を述べることができる。 一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する (専門委員会)
- 第6条 専門の事項を調査及び審議するため、必要があるときは、審議会に専門委員会を置くことができる。

- 置くことができる。 専門委員会は、会長が指名する委員をもって組織する。 専門委員会に、委員長を置く。 委員長は、専門委員会の委員の互選によって定める。 全員長は、専門委員会の会務を掌理し、調査、審議した 委員長は、専門委員会の会務を掌理し、調査、審議した経過及び結果を審議会に報告 しなければならない。 (意見聴取)
- 第7条 審議会及び専門委員会は、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。 (庶務)
- 第8条 審議会の庶務は、環境部ごみ対策課において処理する。
- 第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

小金井市ごみ総合対策推進本部設置要綱

(設置)

- 第1条 本市におけるごみ処理に関する対策を推進するため、小金井市ごみ総合対策推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。 (所掌事務)
- 第2条 推進本部は、次に掲げる事項を協議検討する。
 - (1)
 - (2)
 - 推進本部は、次に掲げる事項を協議検討する。 ごみ減量に関すること。 ごみ処理に関すること。 前2号に掲げる情報の収集及び伝達に関すること。 二枚橋衛生組合の解散等に関すること。 新ごみ処理施設の建設に関すること。 (3)
 - (4)
 - (5)
 - (6)前各号に掲げるもののほか、本部長が特に必要があると認める事項 (組織)
- 第3条 推進本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。 2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長を、本部員は小金井市庁議に関する規則(昭和62年規則第25号)第2条に規定する部長職者並びにごみ対策課長及びごみ処理 施設担当課長をもって充てる。 (職務)
- 第4条 本部長は、推進本部を招集し、推進本部の議長となる。 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理し、この場合には第2副市長、 第1副市長、教育長の順序による。
- 第5条 本部長は、推進本部の円滑かつ効率的な運営を図るため、推進本部に作業部会(以下「部会」という。)を置く。 2 部会は課長職者以下の職員で構成し、部会長は本部長の指名した者をもって充てる。 3 部会は、推進本部が所掌する事項に関する調査及び検討を行い、推進本部に報告する。

- 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。 部会長は、部会の円滑かつ効率的な運用を図るため必要があると認めるときは、関係 職員を臨時に部会の構成員に指名し、会議に出席させることができる。 (庶務)
- 第6条 推進本部及び部会の庶務は、環境部ごみ対策課において処理する。
- (委任) 7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部及び部会の運営に関し必要な事項は、本 第7条 部長が別に定める。

小金井市庁議に関する規則

- 第1条 行政運営に関する重要事項を審議し、その方針を策定するとともに、各行政分野 の総合調整を行い、もつて行政の能率的遂行を図るため庁議を置く。 (構成)
- 第2条 庁議は、市長、副市長、教育長、企画財政部長、庁舎建設等担当部長、総務部長、市民部長、環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、児童青少年担当部長、都市整備部長、まちづくり担当部長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長及び参事をも つて構成する。ただし、必要がある場合には、課長その他の関係職員を出席させること ができる。

-部改正〔平成18年規則25号・74号・19年29号・21年13号・23年20号・24年20号・ 25年26号・26年18号・27年35号・28年62号]

(運営)

- 第3条 庁議は、毎週火曜日に市長が招集する。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に招集することができる。
 2 市長に事故があるときは、副市長がその職務を代理し、市長及び副市長にともに事故があるときは、市会があらかじめ指定した者がその職務を代理する。
- 3 庁議の進行は、企画財政部長が行う
- 庁議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。 -部改正 [平成19年規則29号・25年35号]

(付議事案)

- 第4条 庁議に付議する事案は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 市行政運営の基本方針に関すること。 (1)
 - 重要施策の策定に関すること。 (2)
 - 主要事業の執行状況に関すること。 (3)
 - 4) 権利義務の得喪その他により、市又は市民に特に重要な影響を与える事項に関すること。 (4)
 - (5)
 - ・ 特に重要な行事等に関すること。 市議会に提出する議案に関すること。 職員に関しての重要事項に関すること。 (6)
 - (7)
 - 法令の制定、改廃その他により、市の制度又は行政機能に特に重大な影響を与え (8)
 - る事項に関すること。 9) 前各号に定めるもののほか、特に市長が必要と認める重要な事項に関すること。 (9)(付議手続)
- 第5条 第2条に掲げる者は、所管事項で庁議に付議すべき事案があるときは、 及び資料を添えて、庁議開催日の3日前(小金井市の休日を定める条例(平成元年条例 第7号)第1条第1項に規定する市の休日である日を除く。)までに企画財政部長に提 出するものとする。ただし、緊急を要するものについては、この限りでない。 企画財政部長は、前項に思ざく付議事項を整理し、庁議に提出しなければならない。
- 一部改正〔平成25年規則35号〕

第6条 庁議に付議された事案及び審議経過の要旨については、必要に応じて、これを公 表する。

清掃関連施設整備基本計画策定に向けたスケジュール(案)

	平成 28 年度				平成 29 年度												
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1.背景の整理と目標の設定		現	犬の分析等														
ア 市の概要整理		0			-			• • • •	•								
イ 清掃関連施設の情報の整理		0			· ·												
2. 清掃関連施設整備基本計画の案について					中間まとめ	>			基本	計画案作成				基本	計画案の	 	
ア ごみ処理等の現状把握と課題の抽出			0			•••			-								
イ 基本条件(処理品目、処理量等)の整理			<u> </u>		-				-								
ウ 既存ごみ処理システムフローの改善検討			<u> </u>						-								
工 主要機械設備形式の検討					<u> </u>												
才 施設配置・動線計画					<u> </u>				-								
力 公害防止計画•交通量推計							0										
キ 概算事業費の算出、費用対効果(施設の長寿命 化等)の検討							<u> </u>										
ク 事業方式(PFI 等)の概略検討							0										
ケー施設整備スケジュールの検討							0-				Ÿ						
3.市民説明会、パブリックコメント											パブ	市民説コメ(実施	明会は1か月	引)			
4.検討会議、見学会		既存•類	似施設見	会							検 基本	討会議の記録計等に同	意見のまと 句けた提言	こめ及び 書の検討	>		

○検討 取りまとめ

清掃関連施設整備基本計画策定の背景の整理

- 1-1. 市の概要整理
 - (1) 関連計画の整理

清掃関連施設の検討に関する、本市の関連計画の位置づけは次のとおりである。

① 「小金井しあわせプラン 第4次小金井市基本構想・後期基本計画(平成28年度~ 平成32年度)」(平成28年3月)

不燃・粗大ごみ、資源物の処理について、

「施設の老朽化等を考慮し、地域住民との協議を進め、施設の再配置に取り組み、 安定したごみ処理に努める!

第4次小金井市基本構想は、平成23年度から平成32年度までを計画期間とした市の最上位計画である。基本計画は、基本構想で定めた平成32年度における小金井市の将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」を実現するために本市が取組む施策を具体化・体系化したもので、前期5年が平成27年度に終了することに伴い、平成28年度から32年度までを計画期間とした後期基本計画を策定した。

清掃関連施設については、施策AO2-O6の取組の中で、「不燃・粗大ごみ、資源物の処理については、施設の老朽化等を考慮し、地域住民との協議を進め、施設の再配置に取り組み、安定したごみ処理に努める」ことが記載されている。

計画名称 小金井しあわせプラン 第4次小金井市基本構想・後期基本計画 計画期間 平成 28 年度~平成 32 年度 みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市 将来像 某 みどりあふれる快適で人にやさしいまち(環境と都市基盤) 本 ふれあいと活力のあるまち(地域と経済) 構 施策の大綱 豊かな人間性と次世代の夢を育むまち(文化と教育) 想 誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち(福祉と健康) みどりあふれる快適で人にやさしいまち(環境と都市基盤) AO2 ごみとまちの美化 施策 AO2-O5 ①循環型社会に向けての意識啓発 循環型社会の形成 ②発生抑制(リデュース)の推進 基 廃棄物関連の ③リユース(再使用)の推進 本 施策と主な取 ④リサイクル (再生利用)、資源化の推進 計 組 画 ①可燃ごみ処理体制の確立 施策 AO2-O6 ②清掃関連施設の再配置 ごみの処理 ①美化活動の推進 施策 AO2-O7 まちの美化 ②美化のマナーの確立

表1.1-1 第4次小金井市基本構想・後期基本計画の概要(抜粋)

資料:「小金井しあわせプラン 第4次小金井市基本構想・後期基本計画(平成 28 年度~平成 32 年度)」(平成 28 年3月)

② 「第2次小金井市環境基本計画」(平成27年3月)

清掃関連施設については、基本施策の中で、「不燃・粗大ごみ処理施設のあり方について検討する」ことが記載されている。

小金井市環境基本計画は、小金井市環境基本条例第9条に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されたものである。平成26年度に前計画の対象期間が終了したことから、前計画の推進状況を総合的視点から評価し、新たな課題に対応した環境政策のマスタープランとして前計画を見直し、平成27年度から平成32年度までを計画期間とした第2次小金井市環境基本計画として改訂した。

基本施策及び重点的取組は第4章において記載されており、清掃関連施設については、基本施策7.3の取組の中で、「不燃・粗大ごみ処理施設のあり方について検討する」ことが記載されている。

表1.1-2 第2次小金井市環境基本計画の概要(抜粋)

計画名称	第2次小金井	‡市環境基本計	画
計画期間	平成 27 年月	を一平成 32 年	度
将来の	緑・水・生き	きもの・人	
環境像	• •	・わたしたちか	「心豊かにくらすまち小金井
基本目標	2 緑を守り 3 地下水 4 自然環境 5 公害を 7 ごみを 7)育てる ・湧水・河川の 竟を一体的に保 k然に防止する らしい景観をこ	ら)くる ,とまちをつくる
	基本目標	基本施策	取組方針
			1 ごみになるものはもらわない・買わない
	ない暮らし	ない	2 ライフスタイルを変える
	とまちをつ	2.資源循環の	1 リユースを促進する
廃棄物関連	くる	推進	2 分別排出・回収の取組を強化する
の基本施策			3 グリーン購入を推進する
と取組方針		3.適正な処理	1 環境負荷の少ない収集運搬・中間処
			理・最終処分を目指す
			2 新たな処理施設のあり方を検討する
		4.有機性資源	1 生ごみの堆肥化利用を促進する
		の有効利用	2 剪定枝等の資源化を推進する

資料:「第2次小金井市環境基本計画」(平成27年3月)

③ 「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(平成27年3月)

「不燃・粗大ごみ中間処理場は、施設全体の老朽化が進んでおり、施設の更新に向けて、環境に十分配慮した計画を策定する」

「廃棄物関連施設は、将来の処理機能及び再配置のあり方などについて検討を進める」ことが記載されている。

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき策定されるもので、本市では、平成18年3月に平成18年度から平成27年度までを計画期間とした前計画を策定した。

前計画は、中間年での見直しを予定していたが、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まっていなかったため、見直しについて延伸してきたが、可燃ごみの処理については、平成26年1月に「日野市 国分寺市 小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結し、安定的な処理体制について方向性が定まったことから、本市のごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえ、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針として、本計画を策定した。

清掃関連施設については、計画項目【廃棄物関連施設の整備】の取組の中で、 以下のとおり記載されている。

【廃棄物関連施設の整備】

将来にわたる安心・安全・安定的な適正処理を推進するため、廃棄物関連施設の整備を進めていきます。

<取組内容>

(1) 不燃・粗大ごみ中間処理場の更新

不燃・粗大ごみ中間処理場は、施設全体の老朽化が進んでいます。<mark>施設の更新に向けて、環境に十分配慮した計画を策定していきます。</mark>

(2) 廃棄物関連施設のあり方の検討

廃棄物関連施設について、<mark>将来の処理機能及び再配置のあり方などについて検</mark> <mark>討を進めていきます。</mark>

取組内容	前期	後期
(1)不燃・粗大ごみ中間処理場の更新	検討	開始
(2)廃棄物関連施設のあり方の検討	検討	開始

表1.1-3 小金井市一般廃棄物処理基本計画の概要(抜粋)

計画名称	小金井	‡市一般廃棄物	処理基本計画		
計画期間	平成 2	27年度~平成	36 年度		
将来像	循環型	型小金井の形成	~ごみゼロタウン	小金井を~	
	市民	1人1日当たり)の家庭系ごみ排出	出量の目標値:	
	<u>平成</u> :	36 年度までに	基準年度からマイ	ナス 10%減量	356g/人•日以下
			基準年度 (平成 25 年度)	中間目標年度 (平成 31 年度)	目標年度 (平成 36 年度)
	家庭	系ごみ排出量	396g/人・日	376g/人・日 (5.0%) (▲20g/人・日)	356g/人・日 (10%) (▲40g/人・日)
目標値		燃やすごみ	285g/人·日	269g/人·日 (▲16g/人·日)	253g/人・日 (▲32g/人・日)
		燃やさない ごみ	35g/人•日	(▲2.5g/人·日)	30g/人·日 (▲5g/人·日)
	内訳	プラスチック ごみ	54g/人・日	(▲1g/人・日)	
		粗大ごみ	21g/人•日	(▲U.5g/人·日)	(▲1g/人・日)
		有害ごみ	1g/人•日	1g/人・日 (▲Og/人・日)	
	基	基本方針		計画項目	
			①ごみを出さない	ライフスタイルの	推進
			②リユースの推進		
	推進		③分別の徹底		
			④資源循環システ		
# + + AI			⑤啓発活動の強化		
基本方針			⑥環境教育・環境		: / M
と計画項			⑦地域におけるひ ②拡大生産者素に		くりの促進
			⑧拡大生産者責任⑨事業活動におけ		
			●事業/日勤における ⑩市施設における		
	安小。		<u>(1)安心・安全・安</u>		
			②可燃ごみの共同		
	推進		③廃棄物関連施設		
			④埋立処分量・焼		

資料:「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(平成27年3月)

④ 「日野市、国分寺市、小金井市地域 循環型社会形成推進地域計画」 (平成 23 年 12 月 21 日)

3市合計のごみ排出量、再資源利用量、熱回収量等の目標値を定めている。 また、新可燃ごみ処理施設のほか、日野市内のマテリアルリサイクル推進施設、 国分寺市内のリサイクルセンターの施設を整備予定としている。

循環型社会形成推進地域計画は、各市の一般廃棄物処理基本計画を踏まえた本地域内(3市域)の循環型社会形成を推進するための基本的な事項や目標、施策を定めている。

整備予定の施設として挙げられているのは、新可燃ごみ処理施設のほか、日野市内のマテリアルリサイクル推進施設、国分寺市内のリサイクルセンターであり、環境省「循環型社会形成推進交付金」を本市の清掃関連施設整備事業に活用するためには、本計画の変更が必要である。

次ページ以降の表等にも変更の必要が生じる見込みである。

表 1.1-4 日野市、国分寺市、小金井市地域 循環型社会形成推進地域計画の概要(抜粋)

	ボアの後】
	【い金井市のごみの公司区分と記録方法の題状と急後】
	おと記述され
- :: 4	10年井歩17
١	

L			相件(亚是99年庫)							△※(亚帝31年庫)	591年申)		
			元代(十成22十度)							7枚(十月	(31年度)		
	수 시 시	処理	処理施設等	設等	処理実績		7	수 시 시	処理	处理施設等	No.	処理実績	수 시 시
	ガがたガ	方法	一次処理	二次処理	3		0	カルシス	力法	一次処理	二次処理	() (<u>)</u> (<u>)</u>	71 NUI & 71
可然ごみ	te.	焼却	委託	東京た主広域資源循 環組合 残灰:セバト原料化	15,901		可燃ごみ	4	焼却	委託	東京たま広域資源循環 組合 發灰:セメント原料化	15,064	セニ淋戸
型	可燃性	the refe	委託	1				可燃性	Toler William	委託	1		可燃性粗大ごみ
スごみ	不燃性	機件 選別	小金井市中間処理場	東京たま広域資源循環組合	813		Kごみ 下	不燃性	破幹 選別	小金井市中間処理場	東京たま広域資源循環組合	925	不燃性粗大ごみ
不然ごみ	4.2	破砕・ 選別	小金井市中間処理場	不燃残渣:埋立 資源物等:委託	1,532		不然ごみ	74	破砕・ 選別	小金井市中間処理場	不燃残渣:埋立 資源物等:委託	1,550	不燃ごみ
プラスキ	プラスチックごみ	リサイクル	小金井市中間処理場	委託	2,146	1	プラスチックごみ	15.24	リサイク	小金井市中間処理場	委託	2,278	2,278 プラスチッルごみ
有害ごみ	42	保管			47		有害ごみ	74	保管			47	有害ごみ
	古紙		(売却)	-	4,729	7	+0	古紙		(売却)	-	5,371	古紙
	布		空缶·古紙等処理場	(売却)	637		柜	1	0 0	空缶·古紙等処理場	(売却)	721	布
	ピン		委託	1	1,084		Л	Ŋ Ņ		委託	1	1,086	だン
/如 /	空き缶・金属	リサイク	空缶·古紙等処理場	(売却)	477			空き缶・金属	1) 1 1/2	空缶·古紙等処理場	(売却)	491	空き缶・金属
原物	スプレー缶	展別:	小金井市中間処理場	委託	41		原物	スプレー缶	(廉別· 圧縮・ 保値)	小金井市中間処理場	委託	41	スプレー缶
	ヘットボトル	-	空缶・古紙等処理場	委託	370		ζ.	へ。ットポトル		空缶·古紙等処理場	委託	385	へ。ットボトル
	ヘットボトルキャップ				2		<	へ。ットホトルキャップ				2	へ。ットボトルキャップ
	hv / 枯木・雑苣		米		13		고 1학	トレイ 枯木・雑苣		泰 許		13	トレイは木・雑苣
	tx1、 框 平 ・落ち 葉類		<u> </u>		119		2 7	· 茶・ 本・ - ・	21	1		949	i文// 程子 ・落ち葉類
	生ごみ乾燥物				14		4	生ごみ乾燥物				14	生ごみ乾燥物

【つづき】

整備予定の施設

事業番号	整備施設 種類	事業名	処理 能力	設置予定地	事業 期間
1	高効率ごみ <mark>発電施設</mark>	高効率ごみ発電施 設整備事業	228t/⊟	東京都日野市石田 1-210-2 (日野市クリーン センター内)	H28-30 (次期計画 H31まで)
2	マテリアル リサイクル 推進施設	リサイクル推進施 設整備事業	56t/⊟	東京都日野市石田 1-210-2 (日野市クリーン センター内)	H28-30 (次期計画 H31まで)
参考 -1	マテリアル リサイクル 推進施設	(仮称)国分寺市リ サイクルセンター 整備事業	未定	東京都国分寺市西 恋ヶ窪 4-9-8	(次期計画)

(整備理由)

事業番号 1	既存の施設が稼働後 24 年以上経過しており、老朽化による修繕費等が膨大な金額となっていることや熱回収等による二酸化炭素の削減などによる地球温暖化対策に対応し、さらなるマテリアル・サーマルリサイクルを実施していくために高効率ごみ発電施設整備を行う。
事業番号 2	既存の不燃ごみ処理施設が稼働後31年以上経過しており、老 朽化が激しく、かつ資源循環型社会構築へ向け、より質の高い再 生資源を供給していくための施設整備を行う。
事業番号 参考-1	高効率ごみ発電施設竣工に伴い、国分寺市清掃センター工場棟を解体し、もやせないごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物の処理を行うリサイクル施設を整備することにより、市内でのより一層のリサイクル推進を図る。

処理施 設の整 備

実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	高効率ごみ発電施設整備事業 (事業番号 1) に係る 計画支援事業	・施設計画の策定 ・環境影響評価に係る調査及び 予測評価 ・事業者選定アドバイザリー	H25-28
32	リサイクル推進施設整備事業 (事業番号 2) に係る 計画支援事業	・施設計画の策定・環境影響評価に係る調査及び 予測評価・事業者選定アドバイザリー・土壌調査・発注仕様書作成	H25-29
33	(仮称)国分寺市リサイクルセン ター整備事業(事業番号参考-1) に係る計画支援事業	・敷地測量調査 ・施設整備基本計画の策定、発 注方式の検討 ・土壌汚染調査(現状調査) ・要求水準書/発注仕様書の策 定 ・生活環境影響調査	H28-30 (次期計画 H31まで)

資料:「日野市、国分寺市、小金井市地域 循環型社会形成推進地域計画」(平成23年12月21日)

⑤ 「小金井市地域防災計画」(平成27年2月)

清掃関連施設に係る事項としては、中間処理場及びリサイクル事業所ががれき処理の仮置場予定地とされている。

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市、都及び自衛隊並びに 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的協力機関、事業者、 地域の防災組織及び市民が総力を結集し、それぞれが有する全機能を有効に発揮 して、「自助」「共助」「公助」を実現するとともに各主体が連携を図り、市の地域 において地震を中心とした災害の予防対策、応急・復旧対策及び復興を実施する ことにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、「災害に強い小金井市の実現」 を図ることを目的として策定されており、「震災編」「風水害編」「危機管理(大規 模事故等)編」の3編からなっている。

清掃関連施設に係る事項としては、中間処理場及びリサイクル事業所ががれき処理の仮置場予定地とされている。仮置場は、積替えによるがれきの輸送効率の向上と、処理体制が整うまでの間、分別の徹底及び中間処理や再生利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地であり、仮置場には、簡易破砕機等を導入して、廃木材・コンクリートがらをできるだけ減容化することとなっており、仮置場からのがれきの搬出や仮置場から分別して搬出されたがれきの中間処理・再生利用・最終処分にあたっては、民間業者に協力を要請し、効率的に実施するとされている。

表1.1-5 小金井市地域防災計画の概要(抜粋)

	7				
計画名称	小金井市地域防災計画				
計画期間	毎年検討を加え、必要が	あると認めるときに修正			
減災目標	目標 4 ライフラインを 6				
	11 住民の生活の早期に 【ごみ処理、がれき処理】 ■ 小金井市の被害想定 被害項目	想定される被害			
施策ごとの具体的計画	がれきの推定発生量 糸 避難人口 3 上水道の断水率 4 下水道管きょ被害率 2	725 棟(全壊)、2,571 棟(半壊)、1,974 棟(焼失) 約25 万トン、約35 万m ³ 80,495 人(避難生活者数は19,822 人) 42.8% 23.6%			
	■ 対策の方向性• ごみ・がれきの算■ ごみ処理の方針・方法	集積場所等の確保、広域処理体制の構築 去			

- 災害等により排出される大量のごみを迅速に処理し、庇地の衛生環境の確保を図る。
- 災害時におけるごみ排出は膨大な量になると予想されるため、被災地の環境保全の緊急性から、ごみ処理を第1次対策と第2次対策とに分けて対処する。

■ がれき処理の計画

くがれきの仮置場の設置>

- 仮置場は、積替えによるがれきの輸送効率の向上と、処理体制が整うまでの間、分別の徹底及び中間処理や再生利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として仮置場を設置する。
- 仮置場には簡易破砕機等を導入して、廃木材・コンクリートがらをできるだけ減容化する。

<仮置場予定地>

	施設名	<mark>所在地</mark>						
1	中間処理場	小金井市貫井北町 1-8-25						
2	小金井市シルバー人材センターリサイクル事業所	小金井市中町 3-19-16						

<協力要請する業務>

○ がれきの処理にあたっては、次の業務について資機材の提供を含め、 民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。

業務	協力要請する業務					
倒壊建物・がれき処理	○倒壊建物の解体業務○発生がれきの撤去業務					
がれき仮置場の設置	○仮置場の維持管理業務 ○仮置場からのがれきの搬出					
がれきの中間処理・ 再生利用・最終処分	○廃木材・コンクリートがら等の破砕処理 ○廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供 ○再生利用施設への搬入 ○再生利用施設における優先処理 ○最終処分場へのがれきの搬入					

(2) ごみ処理の現状

清掃関連施設の処理フロー、施設規模等を検討するにあたり、本市のごみ処理の 現状は次のとおりである。

① ごみ処理フロー

燃やさないごみ・プラスチックごみ・粗大ごみ等は、中間処理場で積替えや破砕・ 選別し、民間処理施設で多くを資源化している。

また、回収した資源物(アルミ・鉄くず等)は、民間処理施設などで資源化処理 されている。

平成27年度まで資源化できない不燃系ごみの一部は、東京たま広域資源循環組合が運営する日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場で埋め立て処分されていました。

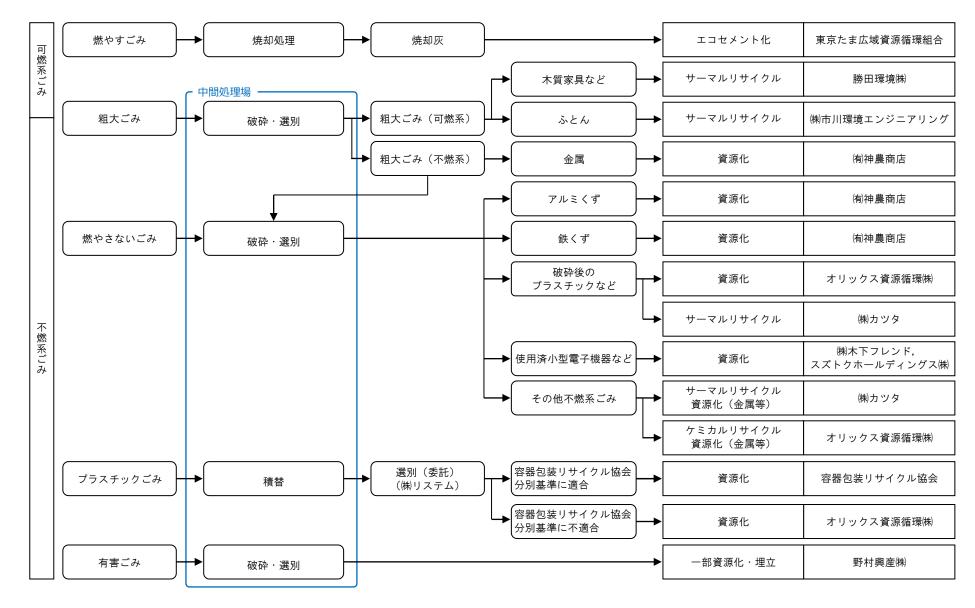


図 1.1-1 ごみ処理フロー(平成28年度: その1)

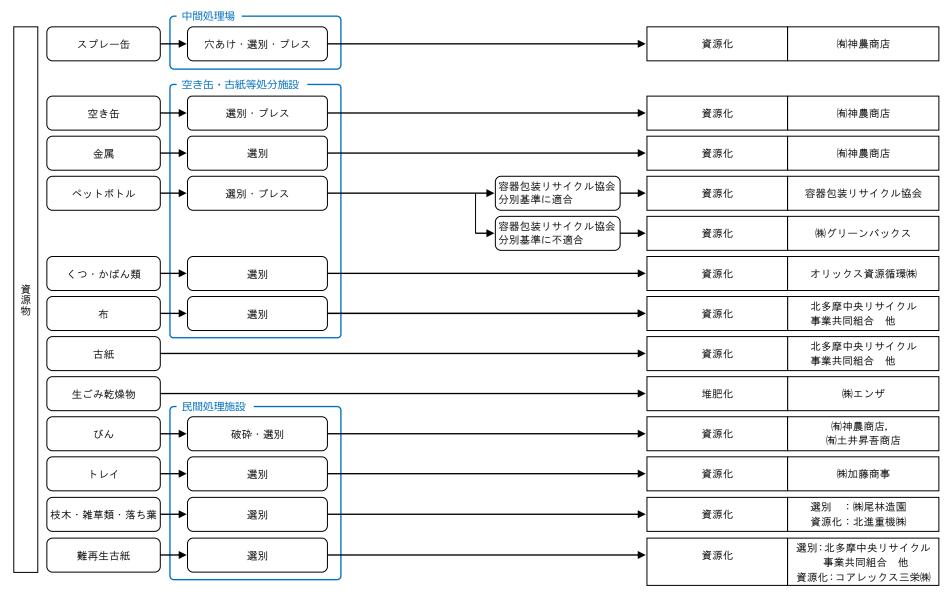


図 1.1-1 ごみ処理フロー(平成28年度: その2)

② ごみの排出量等の現状

下記については、一般廃棄物処理基本計画策定段階(平成26年度)の傾向を記載しており、平成26、27年度の実績値を追記している。

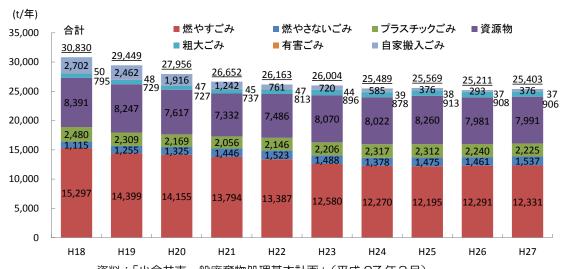
今後、本基本計画策定時には、平成28年度実績も加味し、傾向等の文言を修正する。

ごみ排出量は、平成18年度から平成24年度まで減少傾向となっている。平成25年度は、平成24年度と比較すると事業系一般廃棄物は減少しているが、家庭系一般廃棄物が増加したため、ごみ排出量が増加している。



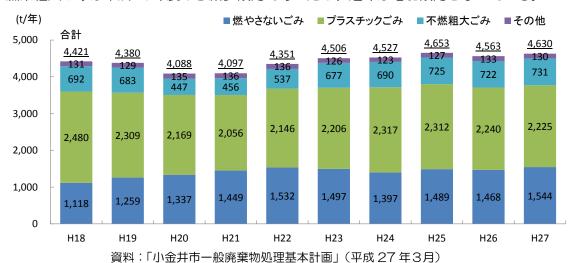
図1.1-2 ごみ排出量の推移

項目別のごみ排出量の推移をみると、燃やさないごみは平成18年度から平成25年度まで年度間の増減は見られるものの、増加傾向となっている。プラスチックごみ及び資源物は平成18年度から減少傾向であったが、近年は増加傾向となっている。



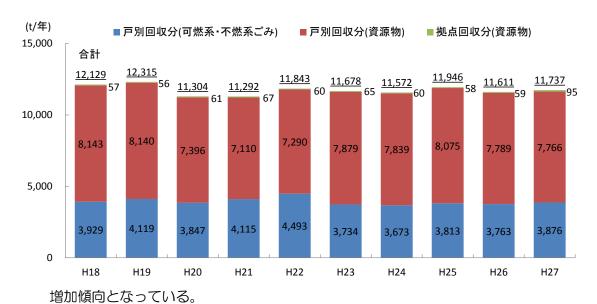
資料:「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(平成27年3月) 図1.1-3 ごみ排出量(項目別)の推移

不燃・粗大ごみの中間処理量の推移をみると、燃やさないごみは平成18年度から平成25年度まで年度間の増減は見られるものの、増加傾向となっている。プラスチックごみ及び不燃系粗大ごみは平成18年度から減少傾向であったが、近年は増加傾向となっている。



4.「小金井中一般廃棄物処理基本計画」(平成 2 7 年 3 月) 図1.1-4 不燃・粗大ごみの中間処理量の推移

資源化量の推移をみると、平成18年度から平成25年度まで年度間で増減が続いている。戸別回収分(資源物)は、平成18年度から減少傾向であったが、近年は

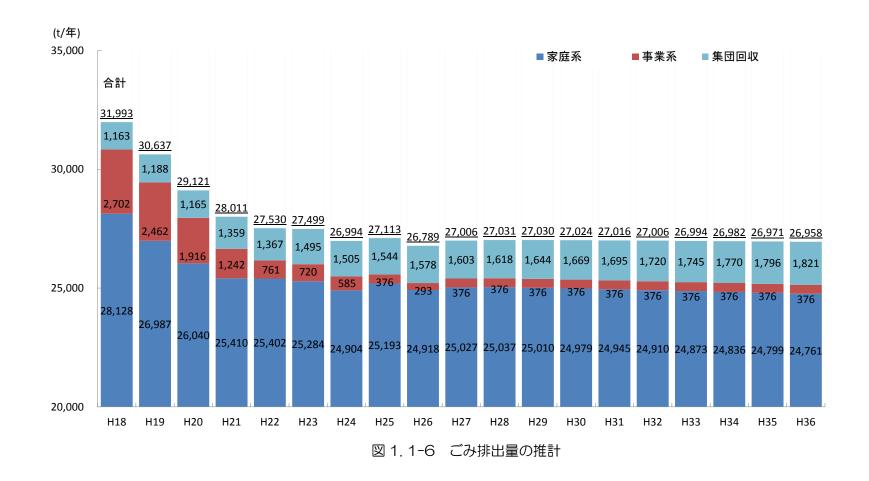


資料:「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(平成27年3月) 図1.1-5 資源化量の推移

③ごみの排出量の将来推計

ごみ排出量は、減少していくと推定される。

本市の人口は今後も微増傾向が継続すると考えられ、平成36年度の人口は119,414人と推定されるが、小金井市のごみ排出量は、現在取り組んでいる施策を継続して実施することにより、減少していくと推定される。



1-2 清掃関連施設の情報の整理

(1) 現状の清掃関連施設に関する情報の整理

不燃ごみ、粗大ごみ、資源物等は、中間 処理場や蛇の目ミシン工場跡地(新庁舎 建設予定地)で、破砕、選別等の処理を 行っている。



〇中間処理場(貫井北町)

敷地面積 3,850.25 ㎡建築面積 1,223.00 ㎡延べ面積 1,810.30 ㎡

階数 2階

用途 不燃・粗大ごみ処理施設



〇蛇の目ミシン工場跡地 (新庁舎建設予定地)

・リサイクル事業所

延べ面積 385.81 ㎡

階数 1階

用途 公益社団法人小金井市シル

バー人材センターが不用品 の修理再生事業及び市民へ

の販売を行っている。

・空き缶・古紙等処理場

延べ面積 616.40 ㎡ (空き缶処理施設 260 ㎡、パットボトル処理施設 356.4 ㎡)

階数 1階

用途 資源物整理・選別 (空き缶、布、パットボトル等)



① 小金井市中間処理場(不燃・粗大ごみ処理施設)

ア概要

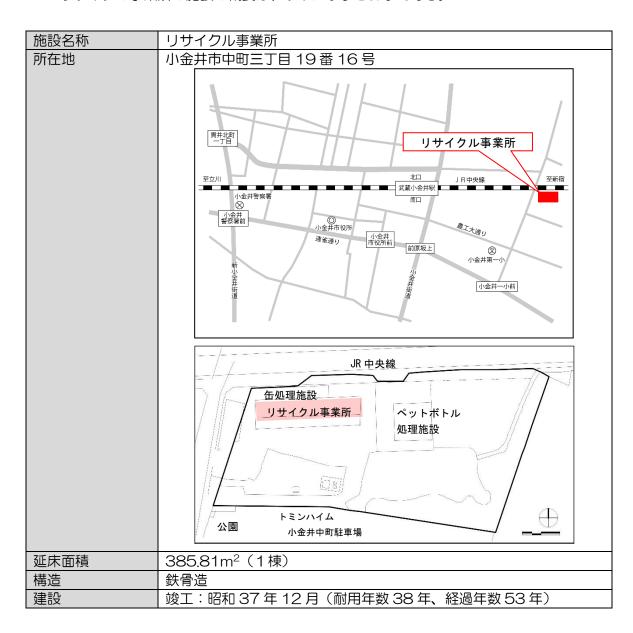
中間処理場の施設の概要は、以下に示すとおりである。

	設の概要は、以下に示りこのりである。 「
施設名称 所在地	小金井市中間処理場 小金井市中間処理場 小金井市中間処理場 「小金井市中間処理場 「小金井市中間処理場」「小金井市中間処理場」「小金井市中間の小金田市中国の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の一本の
	1 <u>00</u> 5 <u>0</u> 3 <u>0</u> 1 <u>0</u> 0
処理能力	30 t / 5 h (型式:高速回転複合式竪型破砕機)
敷地面積	3,850.25m ²
建築面積	1,223.00m ² (延べ面積 1,810.30m ²)
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
建設	着工:昭和 60 年8月2日 竣工:昭和 61 年 11 月 29 日 (耐用年数 38 年、経過年数 29 年)
主要機器改修工事	平成6年12月
大規模改修工事	着工:平成 18 年9月 竣工:平成 19 年3月

② リサイクル事業所(公益社団法人小金井市シルバー人材センターリサイクル事業所)

ア概要

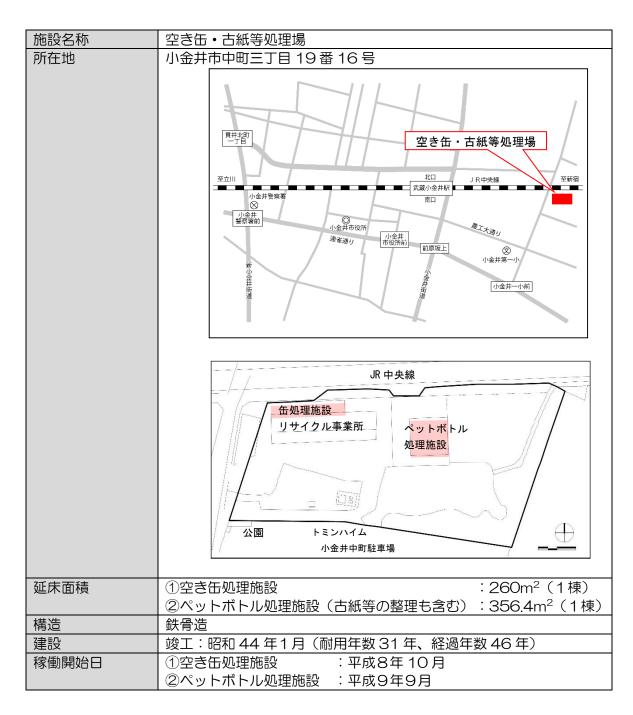
リサイクル事業所の施設の概要は、以下に示すとおりである。



③ 空き缶・古紙等処理場(資源物処理施設)

ア概要

空き缶・古紙等処理場の施設の概要は、以下に示すとおりである。



(2) 清掃関連施設の再配置候補地に関する情報の整理

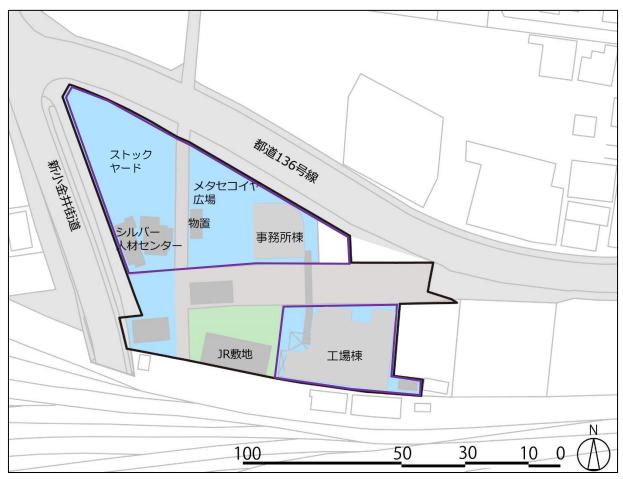


清掃関連施設の再配置候補地選考にあたっての条件

- ・用途地域は、準工業地域が望ましい。
- ごみ処理施設は、処理量5トン/日以上で都市計画決定を要する。
- ・ 現に市有地を基本とする。
- 現に活用計画の定まっている敷地を除く。
- 現在の不燃ごみ等の処理規模及び災害廃棄物等のストックヤードの確保を踏まえ、合計 10,000 ㎡以上の敷地とする。

清掃関連施設の再配置候補地の敷地条件

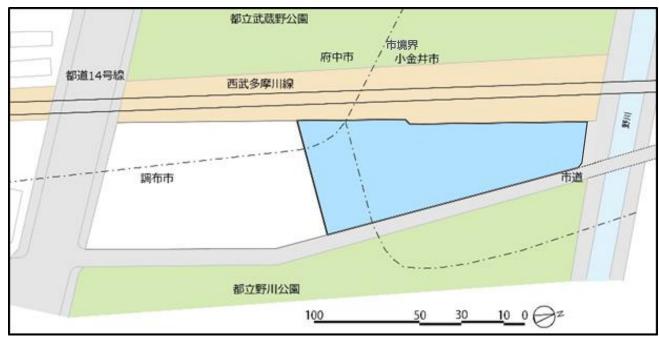
<中間処理場敷地>



敷地条件図



<二枚橋焼却場跡地敷地>



敷地条件図



敷地を東から見る

第1回協議会の報告

第1回協議会が開催された。

11月16日開催 中間処理場運営協議会

11月17日開催 二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会

協議会の位置づけ、検討会議委員の選出の説明が行われた後、清掃関連施設整備基本計画の検討方針等について、資料の説明、意見交換が行われた。

当日配布資料

次第

資料1 「協議会の位置づけについて」

資料2 「二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会設置要綱等」

第1回検討会議 資料1、 2と同内容のため省略

資料3 「協議スケジュール(案)」

資料 4 「清掃関連施設の現状」

資料 5 「清掃関連施設整備基本計画の協議の進め方」

資料 6 「清掃関連施設の再配置候補地の敷地条件」

資料7 「今後の協議会・検討会議の関連性」

第2回協議会開催予定

中間処理場運営協議会 12月26日(月)

二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会 12月27日(火)

二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会(第1回)

日時 平成28(2016)年 11月 17日(木)15:00~17:00

場所 小金井市商工会館 2 階大会議室

次第

- 1. 委嘱式
 - 委員委嘱、開会の挨拶、委員紹介
 - 正副会長の選出会長・副会長の挨拶
- 2. 協議会の位置づけについて

・・・資料1・2

- 小金井市清掃関連施設整備基本計画検討会議委員の選出
- 3. 協議事項

議題 1 清掃関連施設整備基本計画の検討方針について

- 協議スケジュール(案)・・・資料3
- 清掃関連施設の現状・・・資料4
- ・清掃関連施設整備基本計画の協議の進め方 ・・・資料5
- ・清掃関連施設の再配置候補地の敷地条件 ・・・資料6
- ・ 今後の協議会・検討会議の関連性 ・・・ 資料7
- 議題2 その他(処理のあり方の研究)
 - ・周辺自治体との一部連携に関する研究
- 4. その他

協議スケジュール(案)

かいてロケ	平成 28 年度					平成 29 年度											
検討項目等	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会開催予定	第1回	第2回		第3回	第4回		第5		第6		第7			第8	第9	第10	
)	7020		, i i) i i												
検討体制等	確認																
スケジュール(案)	情報共有																
協議の進め方	• • • • •																
清掃関連施設の現状		:															
候補地敷地の条件																	
	ステップ1																
	処理施設の 組み合わせ		ステップ	3	整備パターン		 検討の		 検討の		パブコメ	安					
	ステップ 2 不燃・粗大	ごみの	整備す ² 決定		取りまとめ		深度化 1		深度化		こついて	*					
施設整備計画の検討	中間処理の																
	見学会		見学会 1														
	中間処	1理場等	類似施設														
市民説明会												(※うち、 ^{期間は}	パブコメ 1か月間	の実施)			
パブリックコメント												W11011C		/			
基本計画(案)															修正方針 の説明	・案 案の	決定
至小山 凹 (木)															の説明	7.03	
																ht. 6 = 1.1	
検討会議の報告		第 1 回検討 会議の報告	第	2 回検討 議の報告	第3回検討 会議の報告		第4回検 会議の報	討 告	第5回榜 会議の報	討 告	第6回会議の	検討 報告		第会	7回検討 議の報告	第8回検 会議の報	:訂 告
12 13 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 -			۷.					_		. .		_		_			-

※平成30年度以降も、協議会は環境アセスメントや基本設計等、清掃関連施設整備基本計画の進ちょくに応じて、継続的に開催予定です。

清掃関連施設の現状

■施設の現状

不燃ごみ、粗大ごみ、資源物等は、中間 処理場や蛇の目ミシン工場跡地(新庁舎 建設予定地)で、破砕、選別等の処理を しています。



〇中間処理場(貫井北町)

敷地面積 3750.37 ㎡建築面積 1223.00 ㎡延べ面積 1810.30 ㎡

階数 2階

用途 不燃・粗大ごみ処理施設



〇新庁舎建設予定地(中町)

• リサイクル事務所

延べ面積 385.81 ㎡

階数 1階

用途 公益社団法人小金井市シル

バー人材センターが不用品 の修理再生事業及び販売を

行っています。

・空き缶・古紙等処理場

延べ面積 616.40 ㎡ (空き缶処理施設

260 ㎡、ペットボトル処理施設 356.4 ㎡)

階数 1階

用途 資源物整理・選別 (空き缶、布、パットボトル等)



清掃関連施設整備基本計画の協議の進め方

■検討の前提条件

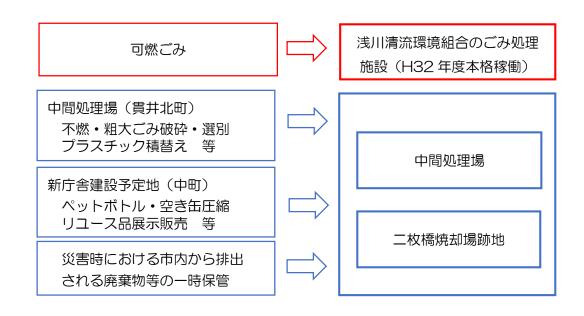
1.対象となる敷地

- ○処理施設を整備する敷地は、貫井北町 の中間処理場敷地と二枚橋焼却場跡地 の2地区を対象として検討します。
- ○蛇の目ミシン工場跡地は、新市庁舎 建設予定地のため、検討の対象からは 除外します。



2.対象となる処理施設

- 〇可燃ごみについては、日野市・国分寺市・小金井市で設立した「浅川清流環境組合」が運営するごみ処理施設(平成32年度本格稼働予定)で処理される予定となっているため、対象敷地で整備する処理施設は、原則として中間処理場及び新庁舎建設予定地にある処理施設とします。
- O2 地区には、災害時に市内から排出される廃棄物等を一時保管できる場所を 整備します。



3.2 地区の施設整備検討フロー

- O2 地区のうち片方に処理施設を集約するのではなく、2 地区に分散して施設を整備する方針とします。
- ○施設整備計画の検討は**次の3ステップに沿って検討**していきます。

<ステップ1> 必要となる処理施設の組み合わせを検討

小金井市には以下の8つの処理施設の検討が必要となります。 その他、有害ごみは保管(一部中間処理)しています。

① 不燃・粗大ごみ破砕・選別処理施設



破砕機 (現中間処理場)



手選別コンベア作業 (現中間処理場)

② プラスチック選別・圧縮処理施設



手選別コンベア作業 (民間処理施設)

③ リユース品展示販売所



家具等販売所 (現リサイクル事業所)

④ びん処理施設



選別後のびんのイメージ (民間処理施設)

⑤ ペットボトル選別・圧縮処理施設





圧縮後のペットボトル (現ペットボトル処理施設)

⑥ 空き缶選別・圧縮処理施設



圧縮後の空き缶 (現缶処理施設)

⑦ 古紙・布ストックヤード

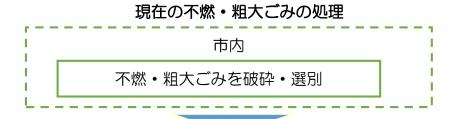
⑧ 災害廃棄物一時保管場所

- 〇これらの施設を2地区に分散し、適切な組合せを検討します。
- 〇効率の良いごみ処理施設とするため、処理・選別工程として相関性が高い処理施設は一か所にまとめた組み合わせを検討します。

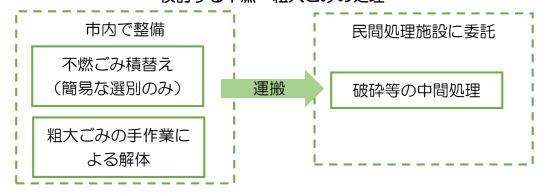
ステップ1では、<u>大きく2通りの組み合わせを作成し、より適切な組み合わ</u>**せを検討**します。

<ステップ2> 不燃・粗大ごみの中間処理の工程について

- 〇現在市では、不燃・粗大ごみを破砕・選別まで中間処理場で行っています。
- 〇新しい処理施設を整備するにあたっては、小型家電や処理困難物について簡易な選別のみを行う不燃ごみ積替え施設と<u>粗大ごみの手作業による</u>解体施設のみを市内に整備し、残りの処理を市外の民間処理施設に委託するという考え方もあります。



検討する不燃・粗大ごみの処理



民間処理施設への委託のメリット・デメリット

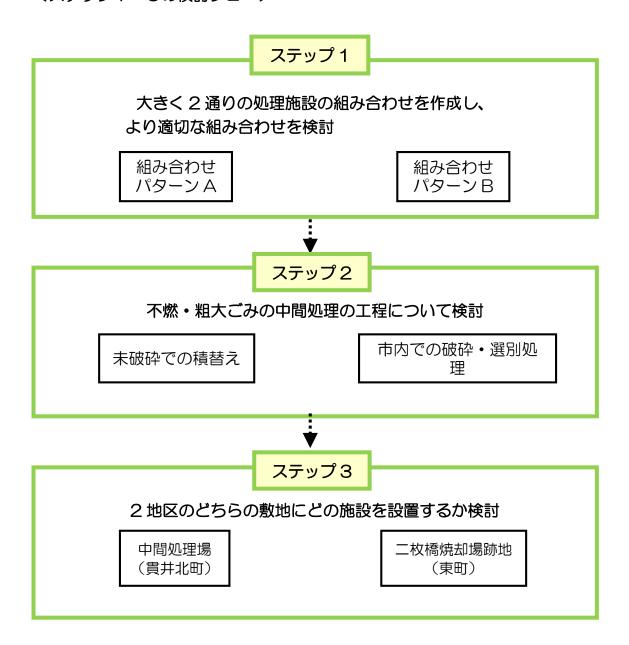
メリット	市内に整備する施設の規模は小さくなり、建設・維持費用は低減
デメリット	未破砕で運搬するため、運搬費用が増加

ステップ 2 では、<u>不燃・粗大ごみの中間処理の民間委託について検討</u>します。

<ステップ3> 整備する敷地を決定

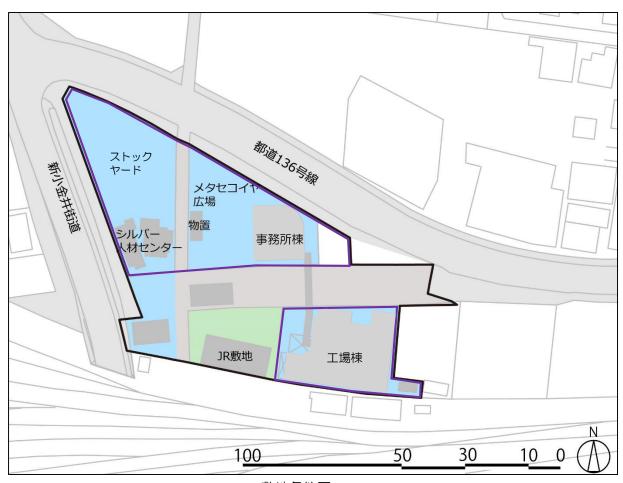
ステップ1及び2までで絞り込んだ施設整備方針の組み合わせに対して、 2地区(中間処理場、二枚橋焼却場跡地)のどちらの敷地にどの施設を設 置するかを検討します。

くステップ1~3の検討フロー>



清掃関連施設の再配置候補地の敷地条件

<貫井北町中間処理場敷地>



敷地条件図

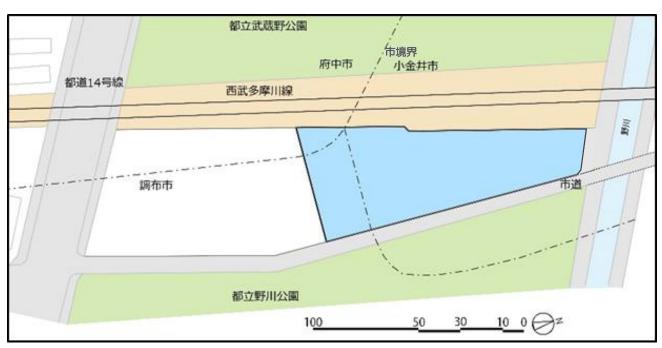






工場棟 メタセコイヤ広場 事務所棟

<二枚橋焼却場跡地敷地>



敷地条件図



敷地を東から見る

今後の協議会・検討会議の関連性

